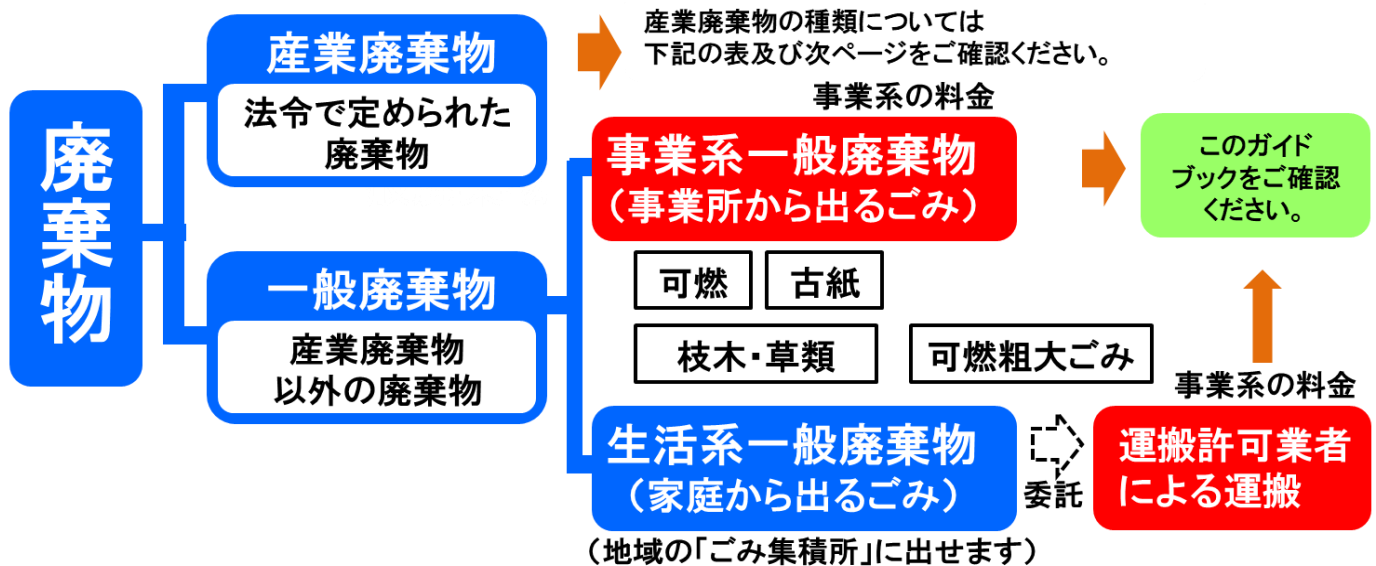


■ 事業系一般廃棄物とは ■

廃棄物のうち、**産業廃棄物以外を一般廃棄物といい、そのうち、事業活動に伴って生じた廃棄物が事業系一般廃棄物**です。事業系一般廃棄物の持込みは、事業系の料金が発生します。また、生活系一般廃棄物を収集運搬許可業者が業として運搬する場合も、事業系の料金が発生します。



事業活動とは会社や工場などの事業所のほか、学校や官公署などの公共機関や、NPO(非営利団体)、宗教法人、個人商店など、家庭以外で行われるすべての活動を指します。

産業廃棄物の種類表

あらゆる事業活動に伴う産業廃棄物

- ①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦ゴムくず
⑧金属くず ⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑩鉱さい ⑪がれき類
⑫ばいじん

特定の事業活動等に伴う産業廃棄物

- ⑬紙くず(建設業, 出版業, 新聞業, 製本業, 印刷加工業, パルプ製造業など)
⑭木くず(建設業, 木材木製品製造業, 木材卸売業, パルプ製造業など)
⑮繊維くず(建設業, 衣服その他の繊維製品製造業以外の繊維工業など)
⑯動植物性残さ(食料品, 医薬品, 香料製造業) ⑰動物系固形不要物(と畜, 食鳥処理場)
⑱動物のふん尿(畜産農業(フリダ-含む)) ⑲動物の死体(畜産農業(フリダ-含む))

- ⑳産業廃棄物処理物(①から⑱の産業廃棄物を処分するために処理したもの)
㉑輸入された廃棄物(輸入された①から⑳の廃棄物)

産業廃棄物の運搬・処分業者については、以下の機関へ問い合わせしてください。

- ①大分県産業資源循環協会(☎097-503-0350) ②大分県北部保健所衛生課(☎0979-22-2210)